

医政発 0910 第 12 号  
平成 26 年 9 月 10 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長  
( 公 印 省 略 )

病床機能報告制度専用ホームページの立上げ及び疑義照会窓口の設置等について

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（平成 26 年法律第 83 号）による改正後の医療法（昭和 23 年法律第 205 号）において、病床機能報告制度を本年 10 月 1 日より施行することとしています。

現在、施行に向けて、準備を進めているところですが、病床機能報告対象医療機関（一般病床又は療養病床を有する病院又は診療所）からの本制度に係る疑義照会に対応するため、下記のとおり、疑義照会窓口を設置するとともに、9 月 10 日（水）に、厚生労働省ホームページ上に、本制度専用ページを立ち上げましたので、お知らせいたします。

また、本制度に係る今後のスケジュール（予定）については、別紙 1 のとおりとなっておりますので、併せて、お知らせいたします。

なお、上記の疑義照会への対応、「全国共通サーバ」（注）の整備と病床機能報告対象医療機関から提出される情報の集計・確認等の本制度の実施に係る業務について、厚生労働省からみずほ情報総研株式会社に委託することとなりましたので、御了知願います。

（注）法律上、病床機能報告対象医療機関は都道府県知事に報告することとなっておりますが、病床機能報告対象医療機関及び都道府県の負担を軽減するため、厚生労働省が「全国共通サーバ」を整備することとし

ています。病床機能報告対象医療機関は「全国共通サーバ」へ提出することをもって、都道府県知事への報告となります。

また、本制度では、病棟単位での看護師等の医療従事者数は報告項目となっておりますが、病院の医師数は報告項目には含めておらず、既存の医療機能情報提供制度により、医療機関から都道府県に報告されている医師数の情報を活用することとしています。医療機関が担っている医療機能を把握・分析する上で、医師数も重要な情報の一つでありますので、別紙2のとおり、既存の医療機能情報提供制度による医師数の都道府県への報告及び既に報告した医師数に変更があった場合の内容の更新について、関係団体の長宛て、周知をお願い申し上げますので、御了知ください。

以上につきまして、貴職におかれては御了知の上、貴管下の医療機関及び関係団体等への周知をお願いいたします。

## 記

### 【病床機能報告制度 疑義照会窓口】

メール：byousyoukinou@mizuho-ir.co.jp

FAX：0120-880-124 [24 時間受付]

電話：0120-110-264 [平日 9：00～17：00]

### 【病床機能報告制度専用ページ】

URL：http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000055891.html

(厚生労働省ホームページ>政策について>分野別の政策一覧>健康・医療  
>医療>病床機能報告)